

公共スポーツ施設の優先予約についての具体的な取組内容

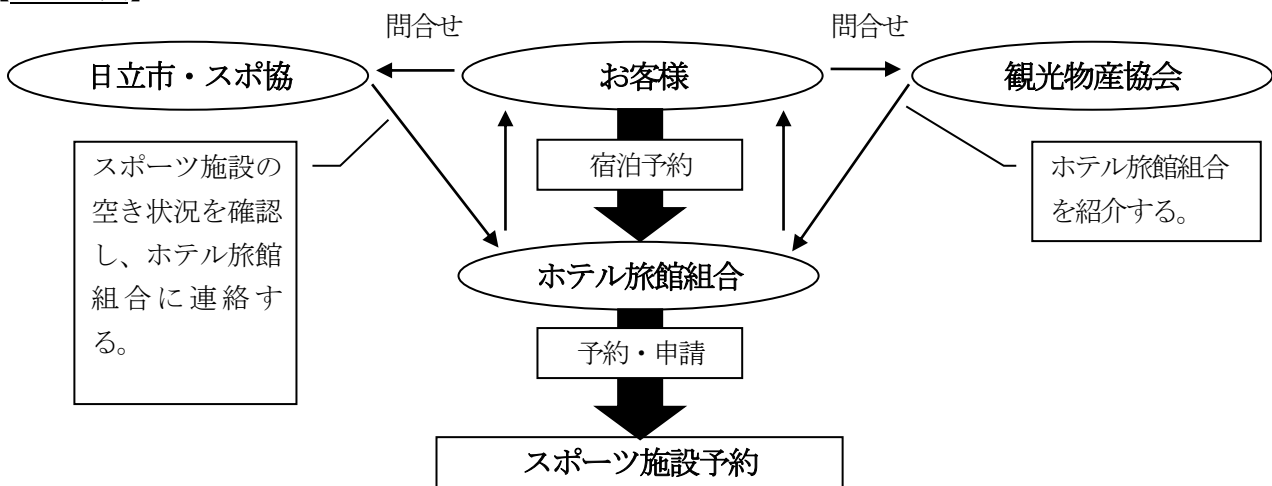
1 実施内容（スポーツ施設の優先予約）

- (1) 市内外の団体が市内のホテルや旅館に宿泊し、公共スポーツ施設を利用して合宿を行う場合に優先予約を可能にする。
- (2) 優先予約の条件は、市内のホテルや旅館への宿泊を条件とする。
※ 宿泊先は、スポーツツーリズムに関する包括連携協定を締結した茨城県ホテル旅館組合衛生同業組合日立支部（以下、ホテル旅館組合）に加盟しているホテルや旅館のみ優先予約を認める。
- (3) 優先予約の受付は、毎年2月初旬に開催する利用調整会議（大会等の日程調整）後から行うことを基本とするが、合宿の規模によっては利用調整会議の中で調整する。
- (4) 施設使用料は、市内のホテルや旅館が予約及び使用申請することで、市内料金として取り扱う。
- (5) 優先予約の対象とするスポーツ施設は、教育委員会（スポーツ振興課）が所管する施設とする。

2 スポーツ施設の優先予約フロー

- (1) 基本フロー『お客様→ホテル旅館組合内の宿泊予約→スポーツ施設予約』
- (2) 宿泊先を決めずに市や体協、観光物産協会に問合せがあった場合は、施設の空き状況を伝え、ホテル旅館組合からの申請のみ優先予約ができる旨を説明し、ホテル旅館組合を紹介する。
なお、この際のホテル旅館組合の窓口は、一本化する。

【フロー図】



3 問合せ先

- (1) ホテル旅館組合窓口
茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合常陸支部（担当 丸山）TEL 090-5447-6491
- (2) スポーツ施設の空き状況について
日立市スポーツ協会 TEL 0294-36-6661